

# 障害者週間

令和5年11月28日  
庁議資料

福祉に対する関心と理解を深め、障がいのある方に社会参加の場を提供し、様々な活動に積極的に参加していただくための機会を促進するために毎年12月3日から9日までの1週間は、「障害者週間」として定められている。（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第1項）

## 令和5年度の実施

【展示】（実施日：12月4日～12月8日、場所：市役所2階ロビー）  
市内で活動する障がい者団体を紹介する。

【販売】（実施日：12月7日・12月8日、場所：市役所2階ロビー）  
福祉作業所等で作っているポストカード、キャンドル、クッキー等を販売する。

【ユニバーサルマナー講座】（実施日：12月6日、場所：中央公民館地下1階ホール）  
高齢者や障がい者等、自分の周囲にいる多様な人の視点に立ち、配慮し、及び行動する姿勢を養うとともに、具体的なサポートの手法を学ぶことを目的として、市民及び市職員を対象に、ユニバーサルマナー講座を開催する。講座の修了後、ユニバーサルマナー検定3級の認定証が発行される。

【聴覚障がい者のスマホ教室】（実施日：12月5日、場所：防災センター402・403会議室）  
聴覚障がい者や聞こえづらい方を対象に、スマートホンの使い方や電話リレーサービスの紹介をする。